
第 4 章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の現況

(1) 現 状

①生活排水処理の経緯

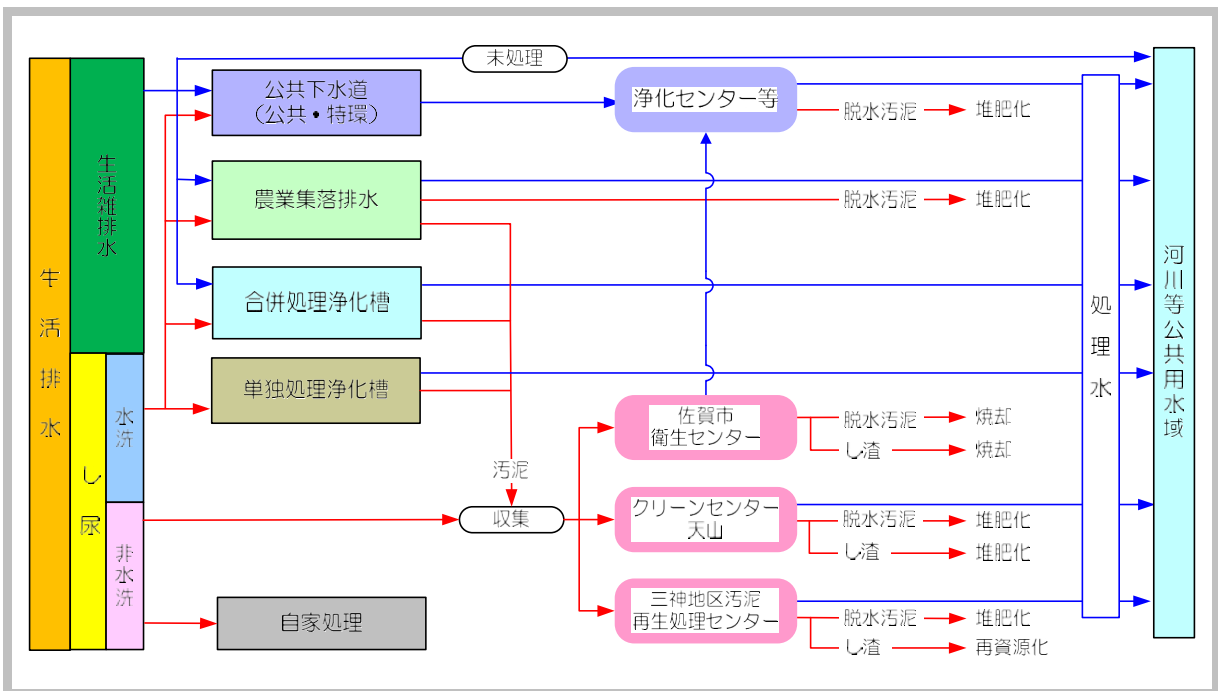
本市では市町村合併以降も旧市町村で行っていた生活排水処理体系を引き継いでいます。

②生活排水処理の流れ

本市で排出される生活排水のうち、台所排水などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により処理しています。ただし、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。

くみ取り便槽、合併処理浄化槽等から収集されるし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理しています。

◆図表 4-1 生活排水処理の流れ



③生活排水処理施設の整備状況

1) 公共下水道

公共下水道事業は、佐賀地区が昭和 47 年に事業認可を受け、昭和 53 年に供用開始し、諸富町、大和町、川副町にも事業を展開しています。また、富士町、東与賀町、久保田町については特定環境保全公共下水道事業を展開しています。

◆図表 4-2 公共下水道事業整備状況

施設名	佐賀市 下水浄化センター	富士南部 環境センター	東与賀 浄化センター	久保田 浄化センター
処理対象地区	佐賀地区・諸富町・ 大和町・川副町	富士町	東与賀町	久保田町
計画処理区域面積	4,326.4 ha	80.9 ha	229.0 ha	140.0ha
計画汚水処理能力	67,000 m ³ /日	1,900 m ³ /日	1,800 m ³ /日	2,200 m ³ /日
計画処理人口	164,700 人	1,300 人	7,000 人	4,400 人
供用開始年月	昭和 53 年 11 月	平成 14 年 4 月	平成 13 年 3 月	平成 13 年 12 月
面積普及率	93.8%	100.0%	89.0%	93.5%
処理方式	標準活性汚泥法(4 池) ・担体投入活性汚泥法 (3 池)	オキシデーション ディッチ法	オキシデーション ディッチ法	オキシデーション ディッチ法
汚泥処分方式	堆肥化	コンポスト (外部委託)	コンポスト (外部委託)	コンポスト (外部委託)

2) 農業集落排水処理施設

農業集落排水事業は、平成 6 年度から着手し、整備はすでに完了しており、維持管理の段階となっています。

◆図表 4-3 農業集落排水処理施設整備状況(1)

施設名	元相応地区 農業集落排水処理施設 (誠水場)	蓮池地区 農業集落排水処理施設 (天賜園)	諸富北部地区 農業集落排水処理施設 (清流園)	無津呂地区 農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	6.2 ha	84.4 ha	12.5 ha	40.0ha
計画汚水処理能力	64.8 m ³ /日	659 m ³ /日	113 m ³ /日	211 m ³ /日
計画処理人口	240 人	2,680 人	420 人	790 人
供用開始年月	平成 12 年 3 月	平成 20 年 4 月	平成 12 年 3 月	平成 9 年 5 月
処理方式	間欠ばっ気法 JARUS-XIV ₉₆ 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV _G 型	接触ばっ気法 JARUS-I ₉₆ 型	接触ばっ気法 JARUS-III ₉₆ 型
汚泥処分方式	佐賀市衛生センター	コンポスト (外部委託)	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター
面積整備率	100%	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	81.0%	60.4%	95.1%	87.6%

◆図表 4-3 農業集落排水処理施設整備状況(2)

施設名	藤瀬地区 農業集落排水処理施設	杉山地区 農業集落排水処理施設	合瀬地区 農業集落排水処理施設	市川地区 農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	35.7 ha	5.1 ha	9.3 ha	12.6 ha
計画汚水処理能力	211 m ³ /日	54 m ³ /日	51 m ³ /日	126.9 m ³ /日
計画処理人口	780人	200人	190人	470人
供用開始年月	平成13年4月	平成11年3月	平成11年4月	平成12年8月
処理方式	接触ばっ気法 JARUS-III ₉₆ 型	接触ばっ気法 JARUS-S ₉₆ 型	接触ばっ気法 JARUS-S ₉₆ 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV ₉₆ 型
汚泥処分方式	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター
面積整備率	100%	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	81.4%	87.1%	83.0%	84.9%

施設名	鎌原地区 農業集落排水処理施設	上小副川地区 農業集落排水処理施設	富士北部地区 農業集落排水処理施設	大授地区 農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	4.8 ha	7.4 ha	36.2 ha	8.3 ha
計画汚水処理能力	29.7 m ³ /日	45.9 m ³ /日	235 m ³ /日	83 m ³ /日
計画処理人口	110人	170人	780人	250人
供用開始年月	平成13年4月	平成14年3月	平成19年5月	平成12年6月
処理方式	接触ばっ気法 JARUS-S ₉₆ 型	接触ばっ気法 JARUS-S ₉₆ 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV ₉₆ 型	接触ばっ気法 JARUS-I ₉₆ 型
汚泥処分方式	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター
面積整備率	100%	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	77.8%	81.8%	86.5%	82.6%

施設名	下新ヶ江地区 農業集落排水処理施設	久富地区 農業集落排水処理施設	江戸地区 農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	25.9 ha	59.5 ha	10.0ha
計画汚水処理能力	754 m ³ /日	789 m ³ /日	103 m ³ /日
計画処理人口	2,790人	2,920人	380人
供用開始年月	平成10年10月	平成12年4月	平成14年4月
処理方式	回分式活性汚泥法 JARUS-XI ₉₆ 型	回分式活性汚泥法 JARUS-XI ₉₆ 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV ₉₆ 型
汚泥処分方式	クリーンセンター 天山	コンポスト (外部委託)	クリーンセンター 天山
面積整備率	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	86.4%	80.4%	68.5%

3) 合併処理浄化槽（市営浄化槽事業）

合併処理浄化槽（市営浄化槽事業）は、市が主体となって設置と維持管理を行います。また、個人設置の合併処理浄化槽は、処理機能などの条件を満たした場合、市へ帰属することができ、帰属された合併処理浄化槽は市が維持管理を行います。

合併処理浄化槽の設置は、毎年 200 基前後行っています。

◆図表 4-4 市営浄化槽整備状況

項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30
市設置（基数）	190	210	181	225	152
帰属（基数）	125	200	68	31	17

4) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、佐賀市衛生センター（佐賀地区・諸富町・富士町・川副町・東与賀町）、クリーンセンター天山（大和町・久保田町）、三神地区汚泥再生処理センター（三瀬村）で処理を行っています。

◆図表 4-5 し尿処理施設の概要

施設名	佐賀市衛生センター （佐賀市）	クリーンセンター天山 （天山地区共同衛生処理場組合）	三神地区汚泥再生処理センター （三神地区環境事務組合）
所在地	佐賀市巨勢町大字牛島 528	小城市牛津町勝 861	神崎市千代田町柳島 1290
処理方式	高負荷脱窒素方式	標準脱窒素処理方式 ＋高度処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式 ＋高度処理
公称能力	260 kL/日 し尿：175 kL/日 浄化槽汚泥：085 kL/日	180 kL/日 し尿：169.4 kL/日 浄化槽汚泥：010.6 kL/日	184 kL/日 し尿：94 kL/日 浄化槽汚泥：90 kL/日
竣工年月	平成 3 年 3 月	平成 3 年 3 月	平成 13 年 3 月

(2) 課題

生活排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁負荷を低減させるために、引き続き公共下水道及び農業集落排水への切り替えを進める必要があります。

し尿処理施設については、佐賀市衛生センター及びクリーンセンター天山は供用開始後 28 年以上経過していることから、将来の安定的な処理のため基幹設備の更新等が必要です。

また、佐賀市衛生センターでは浄化槽汚泥の搬入割合が増加しており、今後の浄化槽汚泥の搬入動向を踏まえて既存施設での対応方法を検討していく必要があります。

2. し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

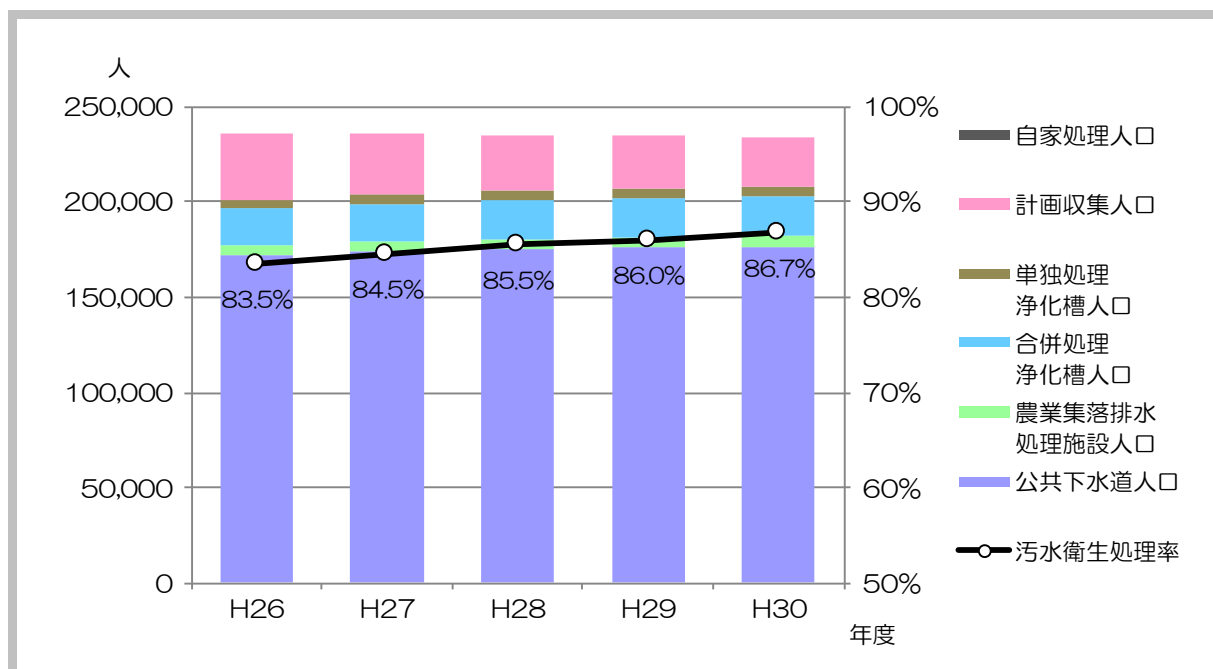
(1) 現 状

①処理形態別人口

本市の処理形態別人口は、公共下水道人口の増加により、し尿収集人口が減少しています。

公共下水道接続等により、生活雑排水を処理している人口の割合である汚水衛生処理率は、年々向上しており平成30年度は86.7%となっています。

◆図表 4-6 計画収集人口の推移

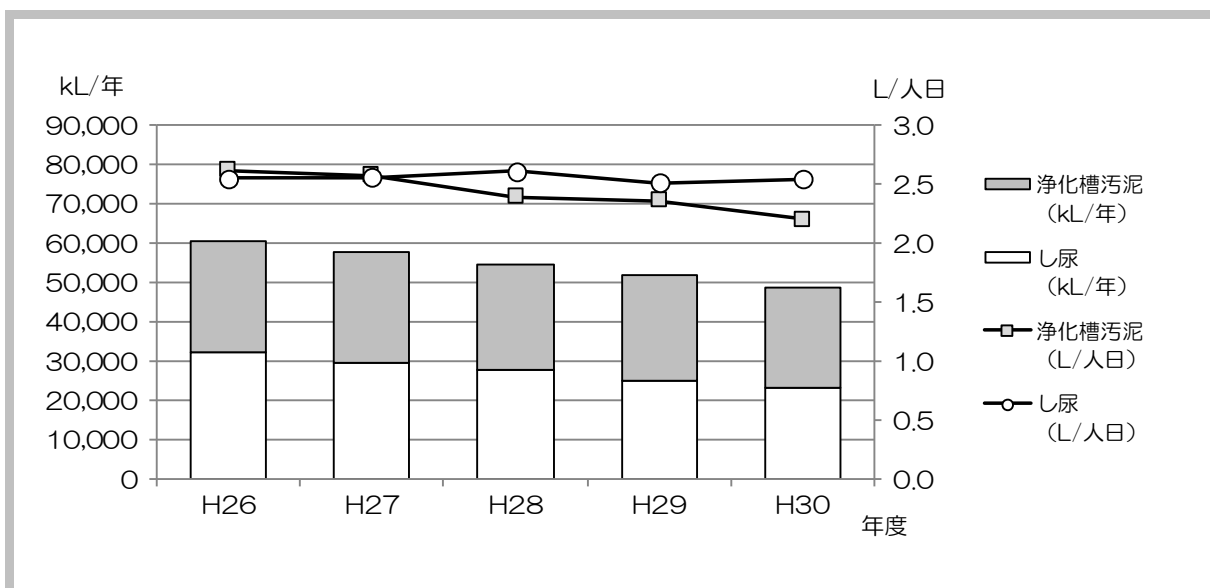


項目	年度	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域内人口	[人]	235,738	235,466	234,742	234,197	233,445
計画処理区域内人口	[人]	235,738	235,466	234,742	234,197	233,445
非水洗化人口	[人]	34,563	31,395	29,084	27,380	25,256
し尿収集人口	[人]	34,563	31,395	29,084	27,380	25,256
自家処理人口	[人]	0	0	0	0	0
水洗化人口	[人]	201,175	204,071	205,658	206,817	208,189
公共下水道人口	[人]	171,529	173,897	175,050	175,714	176,557
浄化槽人口	[人]	29,646	30,174	30,608	31,103	31,632
合併処理浄化槽人口	[人]	25,227	24,998	25,759	25,750	25,952
集落排水処理施設人口	[人]	5,586	5,546	5,346	5,357	5,336
合併処理浄化槽人口	[人]	19,641	19,452	20,413	20,393	20,616
単独処理浄化槽人口	[人]	4,419	5,176	4,849	5,353	5,680
汚水衛生処理率		83.5%	84.5%	85.5%	86.0%	86.7%

②し尿及び浄化槽汚泥量

本市管内から排出されるし尿の排出量は、公共下水道等の整備や合併処理浄化槽の普及により年々減少傾向となっています。また、同様に浄化槽汚泥の排出量も年々減少傾向となっていますが、これは市営浄化槽事業により合併処理浄化槽が普及している一方で、公共下水道への接続により基数自体が減少していることによるものと考えられます。

◆図表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥量の推移



項目		年度	H26	H27	H28	H29	H30
し尿	kL/年		32,162	29,433	27,729	25,092	23,391
	kL/日		88.12	80.42	75.97	68.75	64.08
	L/人日		2.55	2.56	2.61	2.51	2.54
浄化槽汚泥 (集落排水汚泥含む)	kL/年		28,399	28,352	26,654	26,762	25,426
	kL/日		77.81	77.46	73.02	73.32	69.66
	L/人日		2.62	2.57	2.39	2.36	2.20
合計	kL/年		60,561	57,785	54,383	51,854	48,817
	kL/日		165.93	157.88	148.99	142.07	133.74
	L/人日		2.58	2.56	2.50	2.43	2.35

(2) 課題

生活雑排水を未処理のまま公共用水域に排出しているし尿収集人口及び単独処理浄化槽人口の構成割合は、約13%となっています。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、公共下水道の普及により減少傾向となっていることから、既存のし尿処理施設での適正処理に影響するため、排出量の変動を注視する必要があります。

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

(1) 現 状

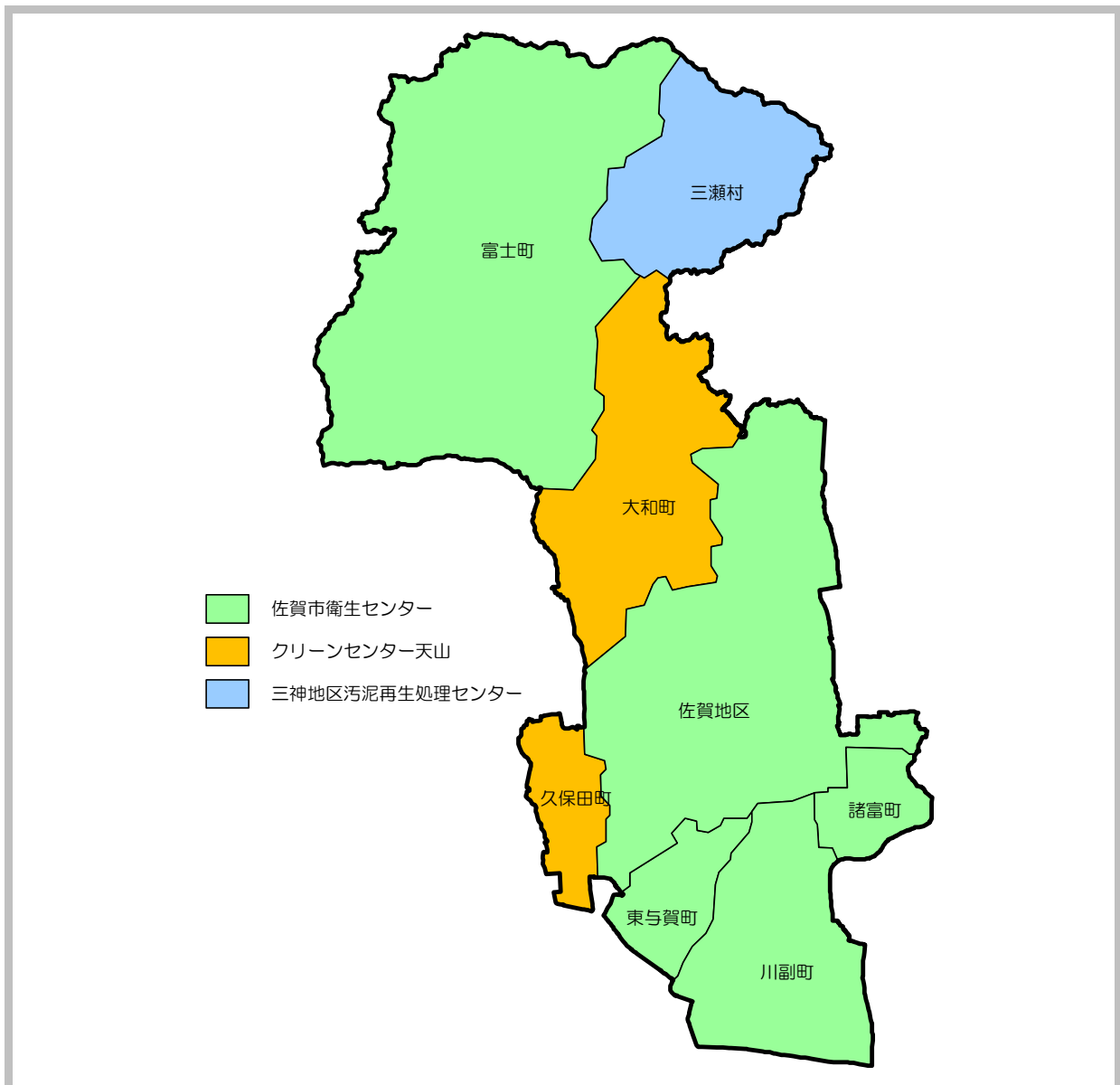
①収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、本市が許可する業者（一部委託業者）が行っています。本市は市町村合併前の処理体制を維持しており、し尿及び浄化槽汚泥は3つの処理施設へ搬入し、処理されます。

◆図表 4-8 し尿等収集運搬

項 目	し 尿	浄化槽汚泥
区 分	収集・運搬	収集・運搬、清掃
形 態	委託・許可	委託・許可

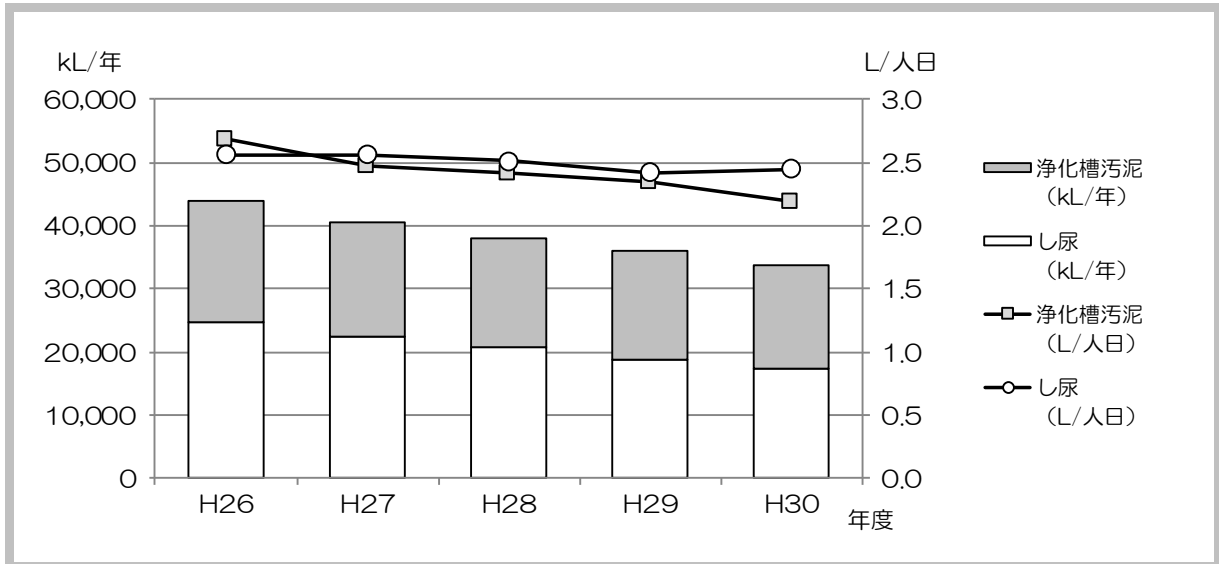
◆図表 4-9 施設別収集区域



②中間処理【佐賀市衛生センター（佐賀地区・諸富町・富士町・川副町・東与賀町）】

佐賀市衛生センターへの搬入量は、し尿及び浄化槽汚泥ともに減少傾向にあります。1人1日当たり排出量は、し尿及び浄化槽汚泥ともに微減傾向となっています。

◆図表 4-10 佐賀市衛生センターへの搬入量



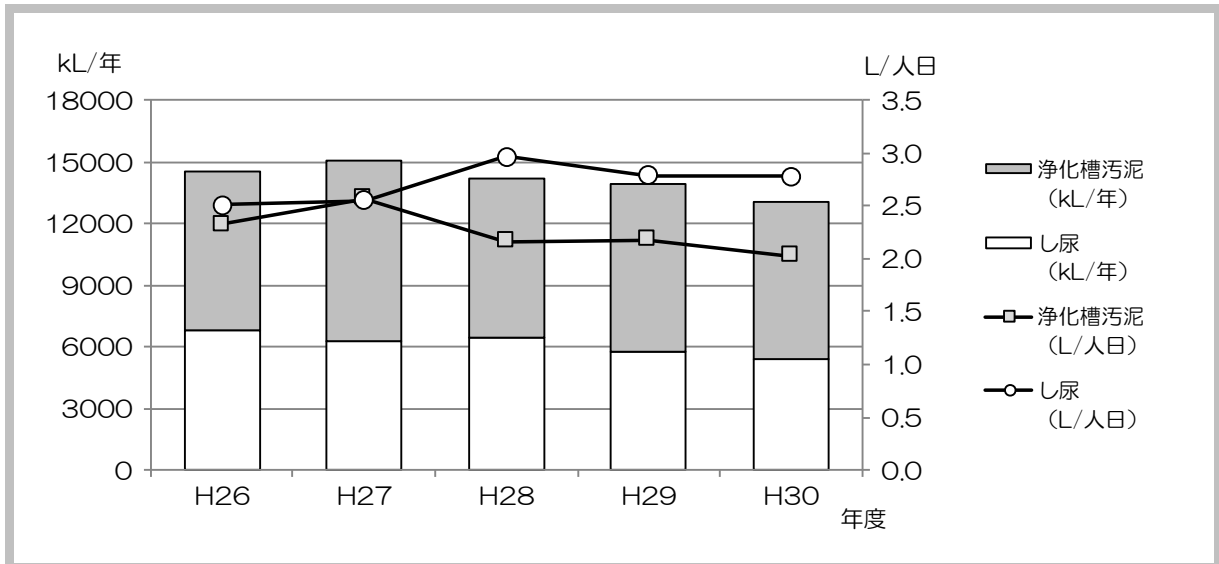
項目		年度	H26	H27	H28	H29	H30
し尿	kL/年		24,860	22,578	20,723	18,768	17,475
	kL/日		68.11	61.69	56.78	51.42	47.88
	L/人日		2.56	2.56	2.51	2.42	2.45
浄化槽汚泥 (集落排水汚泥含む)	kL/年		19,172	18,021	17,425	17,125	16,243
	kL/日		52.53	49.24	47.74	46.92	44.50
	L/人日		2.68	2.47	2.41	2.34	2.19
合計	kL/年		44,032	40,599	38,148	35,893	33,718
	kL/日		120.64	110.93	104.52	98.34	92.38
	L/人日		2.61	2.52	2.46	2.38	2.32
割合	し尿		56.5%	55.6%	54.3%	52.3%	51.8%
	浄化槽汚泥		43.5%	44.4%	45.7%	47.7%	48.2%

※浄化槽汚泥は、し尿処理施設への搬入量であり、委託処分の汚泥量は含まれない。

③中間処理【クリーンセンター天山（大和町・久保田町）】

クリーンセンター天山への搬入量は、し尿及び浄化槽汚泥ともに多少増減はあるものの概ね減少傾向にあります。1人1日当たり排出量においても、増減はあるもののし尿及び浄化槽汚泥ともに平成28年度以降微減傾向となっています。

◆図表 4-11 クリーンセンター天山への搬入量（佐賀市分）



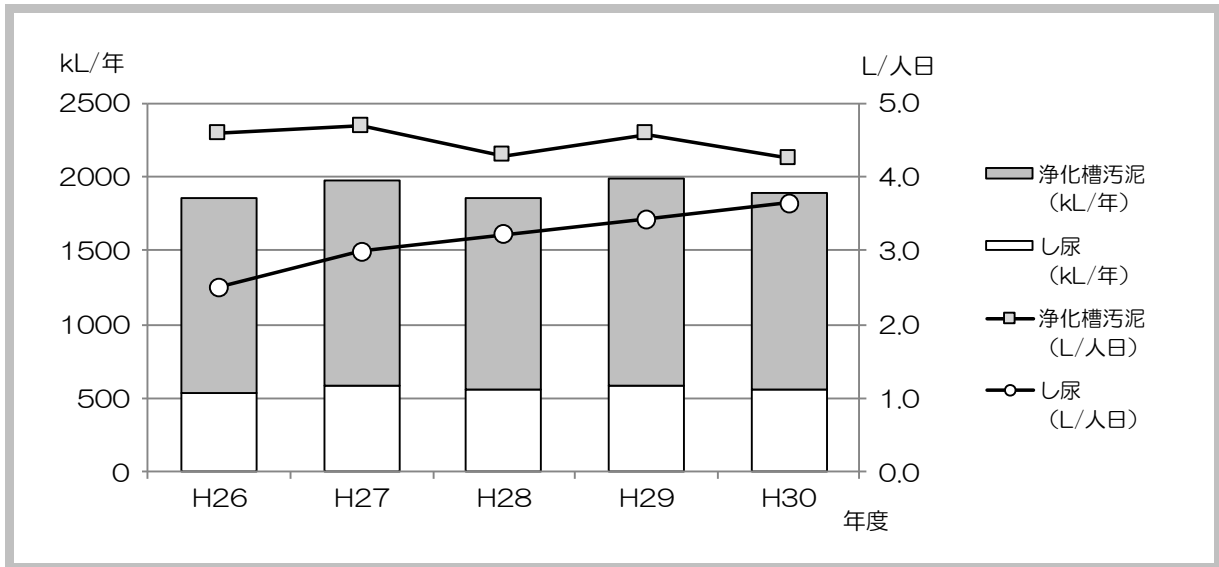
項目	年度	H26	H27	H28	H29	H30
	し尿	kL/年	6,761	6,274	6,445	5,741
kL/日		18.52	17.14	17.66	15.73	14.68
L/人日		2.51	2.55	2.97	2.79	2.78
浄化槽汚泥 (集落排水汚泥含む)	kL/年	7,845	8,845	7,839	8,156	7,740
	kL/日	21.49	24.17	21.48	22.35	21.21
	L/人日	2.32	2.57	2.16	2.18	2.03
合計	kL/年	14,606	15,119	14,284	13,897	13,100
	kL/日	40.01	41.31	39.14	38.08	35.89
	L/人日	2.40	2.56	2.46	2.40	2.28
割合	し尿	46.3%	41.5%	45.1%	41.3%	40.9%
	浄化槽汚泥	53.7%	58.5%	54.9%	58.7%	59.1%

※浄化槽汚泥は、し尿処理施設への搬入量であり、委託処分の汚泥量は含まれない。

④中間処理【三神地区汚泥再生処理センター（三瀬村）】

三神地区汚泥再生処理センターへの搬入量は、し尿については概ね横ばい、浄化槽汚泥についても多少増減はあるものの概ね横ばい傾向となっています。1人1日当たり排出量は、し尿は増加傾向となっており、浄化槽汚泥は微減傾向となっています。

◆図表 4-12 三神地区汚泥再生処理センターへの搬入量（佐賀市分）



項目	年度	H26	H27	H28	H29	H30
	し尿	kL/年	540	581	561	583
kL/日		1.48	1.59	1.54	1.60	1.52
L/人日		2.50	2.98	3.21	3.42	3.64
浄化槽汚泥	kL/年	1,251	1,324	1,230	1,322	1,263
	kL/日	3.43	3.62	3.37	3.62	3.46
	L/人日	4.38	4.46	4.05	4.31	4.00
合計	kL/年	1,791	1,905	1,791	1,905	1,819
	kL/日	4.91	5.21	4.91	5.22	4.98
	L/人日	3.57	3.88	3.75	3.99	3.88
割合	し尿	30.2%	30.5%	31.3%	30.6%	30.6%
	浄化槽汚泥	69.8%	69.5%	68.7%	69.4%	69.4%

⑤最終処分

し尿処理施設の処理工程で発生する余剰汚泥は、脱水処理した後、焼却処理による熱回収や堆肥化等資源化しています。また、し渣は、焼却処理後に埋立処分のほか、一部堆肥化やコンクリートブロック化等資源化しています。

(2) 課 題

今後もしばらくは、公共下水道への接続の増加に伴い、し尿、浄化槽汚泥の収集量が減少することが予想されます。

あわせて、既存のし尿処理施設においては搬入量の減少に伴い、適正な処理が行えなくなる可能性もあることから、公共下水道と一体的な処理を行うなど検討していきます。

第2節 生活排水処理の目標

1. 基本方針

生活排水対策は、各家庭からの排出される生活雑排水が河川等に与えている負荷や、これを低減させるための効果的な方法などを市民へ周知啓発活動の展開に努めることを基本とします。また、実質的な生活排水処理の推進として、公共下水道または農業集落排水への切り替えや、公共下水道及び農業集落排水処理区域外の合併処理浄化槽の普及などを図る方針とします。

本計画における基本方針は、次のとおりとします。

◆図表 4-13 生活排水処理に関する基本方針

- ① 市内全域において生活排水対策の必要性について啓発活動を推進します。
- ② 公共下水道または農業集落排水が整備されている地区においては、当該施設への切り替えを推進します。
- ③ 公共下水道または農業集落排水処理区域外の地区においては、合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ④ 排出されるし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。

2. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、図表 4-14 のとおりです。

また、生活排水の計画処理区域は、本市全域とします。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者がし尿処理施設等へ運搬するものとします。

◆図表 4-14 生活排水の処理主体

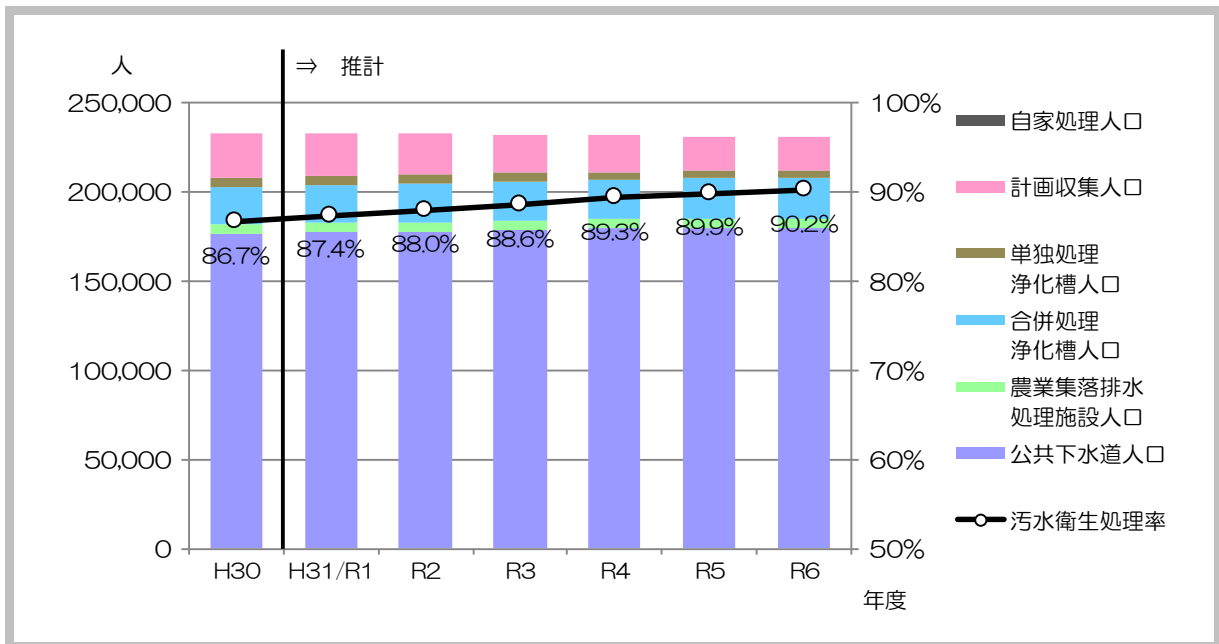
処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
農業集落排水処理施設		
合併処理浄化槽		本市及び個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	本市 天山地区共同衛生処理場組合 三神地区環境事務組合

3. 生活排水処理形態別人口等の将来見込み

(1) 処理形態別人口の推計

公共下水道または農業集落排水の処理区域内のくみ取り、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽を公共下水道等へ切り替えることや、公共下水道または農業集落排水の処理区域外のくみ取り、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する施策を推進することにより、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加し、し尿処理人口及び単独処理浄化槽人口は減少する見込みとしています。

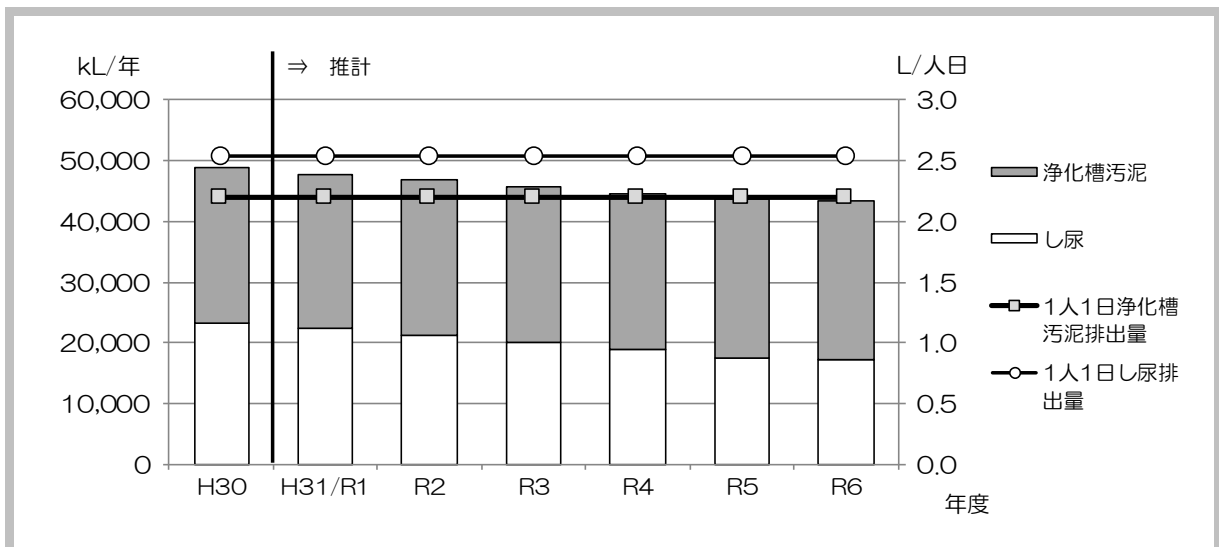
◆図表 4-15 処理形態別人口の推計



(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

し尿及び浄化槽汚泥排出量の合計は、人口の減少とともに減少する見込みです。

◆図表 4-16 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計



第3節 生活排水処理計画

1. 処理の目標

本市における汚水衛生処理率は、86.7%（平成30年度）です。

計画目標年度の令和6年度までに90.2%とすることを目標とします（現行96.2%）。

◆図表 4-17 処理の目標

項 目	平成30年度	令和6年度 (計画目標年度)
汚水衛生処理率	86.7%	90.2%

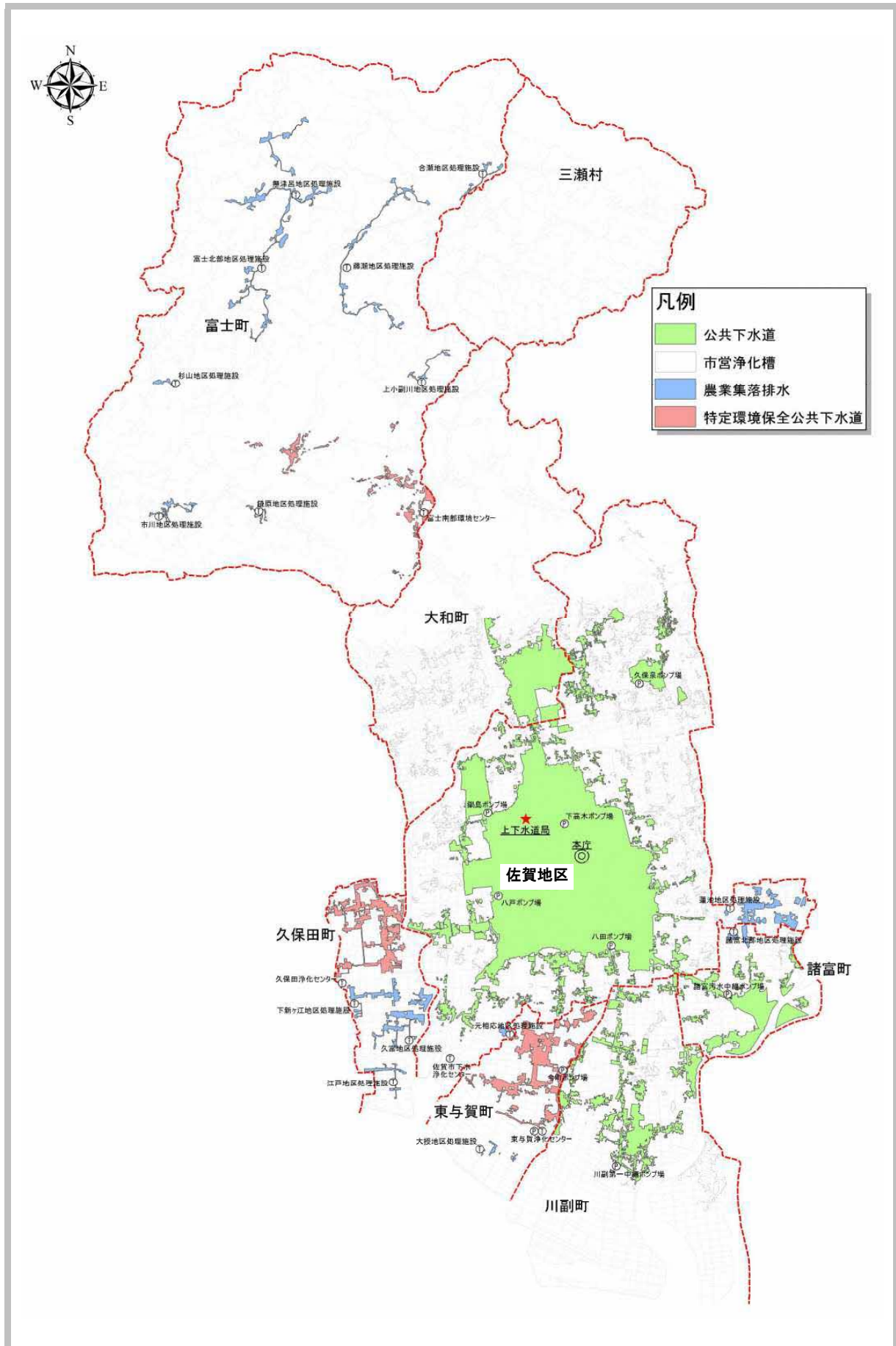
2. 生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水処理区域は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備事業ごとに区域を分けており、各処理施設や地域の特性を踏まえた効率的な生活排水処理を行います。

◆図表 4-18 生活排水処理施設区域及び処理人口

項 目	処理計画区域	令和6年度 (計画目標年度)
公 共 下 水 道	佐賀地区（八田、厘外、大島、下高木、兵庫、久保泉、金立）	179,842 人
	諸富町（諸富、大中島）	
	大和町（春日）	
	川副町（東部、西部、北部、中央）	
	富士町（富士南部）	
	東与賀町	
農 業 集 落 排 水	久保田町	5,269 人
	佐賀地区（元相応、蓮池）	
	諸富町（諸富北部）	
	富士町（無津呂、藤瀬、杉山、合瀬、市川、鎌原、上小副川、富士北部）	
	東与賀町（大授）	
久保田町（下新ヶ江、久富、江戸）		
合併処理浄化槽	公共下水道、農業集落排水処理区域外の区域	23,188 人

◆図表 4-19 下水道等エリア



3. 処理施設及びその整備計画の概要

本市の生活排水は、公共下水道または農業集落排水への切り替え並びに合併処理浄化槽等を整備することで処理を進めるものとします。

(1) 公共下水道

公共下水道の整備は、平成 30 年度に概ね終了しています。

今後、事業完了している施設への接続について、広報等により啓発し、水洗化の普及を推進していきます。

(2) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設の整備は完了しており、今後新たに整備される計画はありません。今後、事業完了している施設への接続について広報等により啓発し、水洗化の普及を推進します。

(3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の設置について広報等により啓発し、さらに、くみ取りまたは単独処理浄化槽からの転換を推進していきます。

第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

し尿処理施設において処理するし尿及び浄化槽汚泥の令和6年度の処理対象人口は、合計51,191人と見込まれます。公共下水道人口等の増加から、全体的に減少傾向となると見込まれます。特に、し尿収集人口は大きく減少すると見込まれます。

◆図表 4-20 処理対象人口の将来見込み

処理施設の種類	平成30年度	令和6年度 (計画目標年度)
し尿収集人口	25,256人	18,560人
浄化槽人口	31,632人	32,631人
農業集落排水人口	5,336人	5,269人
合併処理浄化槽人口	20,616人	23,188人
単独処理浄化槽人口	5,680人	4,174人
合計	56,888人	51,191人

◆図表 4-21 し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来見込み

項目	平成30年度	令和6年度 (計画目標年度)
し尿	23,391 kL/年	17,206 kL/年
浄化槽汚泥	25,426 kL/年	26,203 kL/年

2. 排出抑制・再資源化計画

(1) 市民への啓発

公共用水域の汚濁防止等のために、生活雑排水対策の必要性、公共下水道等への早期接続、浄化槽管理の重要性などについて啓発します。

(2) 清掃業者への指導

適正に処理されない水が公共用水域に排出されることを防止するため、浄化槽の処理機能に悪影響を及ぼさない適切な量の汚泥引き抜きを清掃業者へ指導します。

(3) 脱水汚泥の有効利用

し尿及び浄化槽汚泥の処理過程から発生する脱水汚泥は、焼却処理による熱回収や堆肥化など有効利用します。

3. 収集運搬計画

収集運搬する範囲は、し尿及び浄化槽汚泥とします。収集・運搬は、現行どおり行います。

(1) 収集運搬体制の維持

収集運搬量は、し尿、浄化槽汚泥ともに減少すると見込まれます。当面は、現状の収集運搬体制を維持していきます。なお、長期的には、集合処理施設の供用及び合併処理浄化槽の整備により変動するし尿等の排出量を注視しつつ、収集運搬体制の再構築を行うことも視野に入れていきます。

(2) 許可業者への指導

し尿処理施設へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入の平準化を目的に、収集・運搬から搬入に至る運行計画の必要性について許可業者へ指導を行います。

4. 中間処理計画

中間処理体制は当面現状の体制を維持します。

今後、老朽化した施設の適切な維持管理とともに、公共下水道の普及によりし尿等の搬入量の減少や性状変化への対応を図り、安定的なし尿・浄化槽汚泥等の中間処理に努めます。

また、一部事務組合が行うし尿処理施設の計画的な補修などについて協力していきます。

あわせて、将来的なし尿処理施設のあり方について検討を行います。

5. 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理過程から発生する残渣は、適切に処分します。

第5節 その他

1. 市民に対する広報・啓発活動

市民に対して、公共用水域の汚濁防止等の観点から生活雑排水対策の必要性、合併処理浄化槽設置の必要性などについて周知を図るため、広報・啓発活動を実施します。

公共下水道及び農業集落排水処理区域においては、各家庭に速やかな接続を積極的に呼びかけていきます。また、公共下水道や農業集落排水処理区域外の区域においては、くみ取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への積極的な転換を呼びかけていきます。あわせて、本市へ帰属していない浄化槽については、帰属制度の周知を図っていきます。

2. 施策推進体制と諸計画との調整

公共下水道計画等の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な計画見直しや対策を講じていきます。

3. 災害廃棄物対策

災害時に発生するし尿等は、災害地域の衛生面を悪化させるため、早急な収集運搬が必要であり、その処理体制を構築する必要があります。災害時に発生するし尿等は、「地域防災計画」や「災害廃棄物処理計画」に従い適正処理を行っていきます。

